

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 25 年 11 月 26 日 (火) 午後 1 時 30 分～
場 所 坂井市役所 第 2 別館

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告について

4 議 案

議案第 2 1 号 坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の
制定について

議案第 2 2 号 就学指定校の変更許可について

5 協議事項

- ・ 坂井市立学校給食センター条例の一部改正について

6 報告事項

- ・ 平成 2 5 年度坂井市一般会計補正予算 (第 3 号) にかかる
事業概要について

7 その他

- ・ 行事予定(1 2 月分)について
- ・ その他

定例教育委員会

議

案

議案第21号

坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の
制定について

坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱の制定について、
次のとおり承認を求める。

平成25年11月26日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱

平成25年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

(目的)

第1条 この要綱は、食物アレルギー疾患をもつ園児、児童及び生徒に対して学校給食を提供するために、アレルギー対応食提供事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、食物アレルギー性疾患の園児、児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅から弁当等を持参する必要がある者
- (2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては自宅から弁当等を持参する必要がある者

(実施施設)

第3条 事業の実施施設は、次のとおりとする。

- (1) 春江坂井学校給食センター
- (2) 学校給食法第3条の規定に基づき、当該学校において給食を実施している小学校
- (3) 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委託している企業において、学校給食法第3条の規定のとおり実施している施設（アレルギー対応食の内容等）

第4条 アレルギー対応食とは、学校給食の献立から食物アレルギーの起因となる食材料を除去することを原則とする。

- 2 アレルギー対応食の提供は、学校給食のうち副食について実施するものとし、主食、飲物(牛乳等)、デザート等については、原則、実施しない。

(意向調査)

第5条 事業の実施を希望する保護者（以下「希望保護者」という。）は、学校給食アレルギーに関する調査表（様式第1号）（以下「調査表」という。）を幼稚園、小学校又は中学校（以下「学校等」という。）を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の調査表を受理したときは、希望する保護者に対し、事業の内容について説明を行うものとする。

(実施の申請及び決定)

第6条 前条第2項の説明を受けたうえで、事業の実施を申請しようとする保護者（以下「申請保護者」という。）は、学校給食アレルギー対応

食提供事業実施申請書(様式第2号)及び学校生活管理指導表(様式第3号)(以下「申請書等」という。)を学校等を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、申請書等を受理したときは食物アレルギー面談票(様式第4号)により、申請保護者、対象となる園児、児童又は生徒が所属する学校等の関係職員及び第3条に規定する施設に勤務する職員と個別面談し、協議を行うものとする。
- 3 学校等の職員は、個別面談で協議した内容について、食物アレルギー個人調査票(様式第5号)を作成し、個人情報について適正に管理するものとする。
- 4 教育委員会は、アレルギー対応食の実施の必要性について、申請書等を審査して、事業の実施について決定したときには、その旨を学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書(様式第6号)により所属する学校等を経由して申請保護者に通知するものとする。
- 5 前項に規定する学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書の事業実施期間は、決定を受けた日の翌月から当該年度の末日までとする。ただし、事業の実施を継続的に希望する場合は、申請書等を学校等を経由して、毎年11月末までに教育委員会に提出しなければならない。

(献立等)

- 第7条 教育委員会は、前条第5項に規定する通知を受けた申請保護者に対し、事業を実施する月(以下「実施月」という。)の予定献立表を事前に送付するものとする。
- 2 前項の予定献立表の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認のうえ、教育委員会が指定する日までに学校給食アレルギー対応食提供事業実施承諾書(様式第7号)(以下「実施承諾書」という。)を学校等を経由して、教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 除去を希望する食品等の変更がある申請保護者は、実施承諾書にその旨を記載するものとする。
 - 4 教育委員会は、実施月の中で食材料等の理由からアレルギー対応食の提供が困難な日がある場合については、申請保護者に対し、弁当の持参日を指定できるものとする。

(事業の中止)

- 第8条 事業の中止を希望する保護者は、学校給食アレルギー対応食提供事業中止願(様式第8号)を学校等を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成 25 年 11 月 26 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫